

宇治市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 7 月 24 日

宇治市監査委員  
小 山 茂 樹  
森 真 二  
水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日  
平成 29 年 6 月 12 日（宇治市監査委員公表第 8 号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務部 IT推進課  
監査期間 平成29年2月6日 ~ 3月22日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について、受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前であればならないところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	再委託業者の業務を平成28年10月1日付で開始すべきところ、その日が土曜日であったため、明けの月曜日である10月3日に再委託の承認となったものであります。 委託料の支払業務の注意点について、二度とこのような事例を起こさないよう職員の二重チェック体制を整え、以後適正に処理するよう課内会議において全職員に徹底しました。

監査対象 総務部 管財課  
監査期間 平成29年2月6日 ~ 3月22日

監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)
1 庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられた。	以後適正に処理するよう、契約書所定の納期限での納付書発行を課内会議において全職員に徹底しました。
2 委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	以後適正に処理するよう、委託料の支払業務の注意点について、課内会議において全職員に徹底しました。